

株式プレミアムの性格と その連結会計上の展開

鵜飼哲夫

はじめに

- I 企業会計原則と資本剰余金
- II 子会社増資に伴う親会社持分増加額の連結会計上の実務とその会計上の性格

はじめに

醍醐聰教授は、「子会社増資に伴う親会社持分変動の会計分析」と題する論文において、連結子会社の増資に伴う親会社持分増加額を連結損益計算上で利益項目として処理する事例を取り上げられ、「子会社増資に伴う親会社持分変動の会計的性格は、これまであまり意識されることがなかった連結会計上での資本と利益の区別というテーマへの波及を予見させる¹」とともに、この問題が「もっぱら連結会計上の問題として扱²われるべきではなく、「子会社の個別会計上で増資をどう扱うか、親会社の持分の変動を当の親会社の個別会計上でいつ、どのように認識するかが検討されるべき³」ことを指摘されている。このことから、教授は、子会社増資に伴う

1 醍醐 聰「子会社増資に伴う親会社持分変動の会計分析」『経済学論集』（東京大学）第57巻第3号，1991年10月，22ページ。

2 同稿，23ページ。

3 同稿，23ページ。

親会社持分の変動の会計分析を行うとともに、個別会計における増資の会計についても検討を進められ、株式プレミアムの会計上の性格について、教授独自の見解を主張されている。また、その間で私見に対する批判も行われている。

子会社増資に伴う親会社持分の会計上の性格をめぐる問題は、教授が指摘されているように、直接的には連結会計上の問題であるとしても、個別会計における増資払込金の会計処理と有機的な関連をもつもののはずである。株式プレミアムの会計上の性格を中心とした増資払込金の会計処理の問題は、ここに新たな問題展開を見せることになるが、連結会計上の問題を解決するためにも、個別会計における株式プレミアムの会計上の性格の検討が基礎になる。

ところで、教授の示された株式プレミアムについての見解には、若干の疑問とすべき箇所が存在するように思われる。その点については、次稿以降において取り上げてみたいが、本稿では、後の行論の都合と、問題の所在を明らかにするために、企業会計原則における資本剰余金の問題をあらかじめスケッチし、つぎに醍醐教授が示された子会社増資に伴う親会社持分増加の会計上の問題を教授の論述にしたがって示しておきたい。

I 企業会計原則と資本剰余金

第2次世界大戦後のわが国の企業会計実務を規制し、指導する一手段として、昭和24年(1949年)7月、経済安定本部企業会計制度対策調査会から、中間報告の形で「企業会計原則」が公表された。

「企業会計原則」においては、当時の国際関係のもとでわが国の置かれている立場を反映して、アメリカの会計制度が大幅に導入され、そして、これまでのわが国の企業会計実務には見られなかった新しい会計上の諸概

念が数多く用いられている。その代表的なものの一つに「資本剰余金」がある。「企業会計原則」の「第1 一般原則」の3においては、次のように指示されている。

「資本取引と損益取引とを明瞭に区分し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」：

ここでは、資本取引と損益取引とが明瞭に区別されるとともに資本剰余金と利益剰余金とが明瞭に区別されて、両者が混同されてはならないことが要請されている。しかし、この規定にみられる「資本剰余金」等の概念は、戦前のわが国の企業会計実務では見られないものであって、「企業会計原則」において新しく導入された会計上の概念である。そこで、この「資本剰余金」および「利益剰余金」が、どのような具体的内容をもつものであるかが問題になってくるが、これについては、企業会計原則は、「第2 損益計算書原則」の（剰余金）の項において、次のように規定した。

「6 剰余金は、毎期の純利益の留保額から成る利益剰余金と、毎期の純利益以外の源泉から生ずる剰余から成る資本剰余金とに区分しなければならない」

この規定では利益剰余金と資本剰余金の具体的内容がそれぞれ区別されて説明されており、利益剰余金については「毎期の純利益の留保額」として積極的に説明されることによって、その具体的内容が容易に把握できるものとなっているにもかかわらず、資本剰余金については、たんに「毎期の純利益以外の源泉から生ずる剰余」として消極的に説明されているにすぎない。したがって、この「純利益以外の源泉」が具体的にはどのような内容であるかについての積極的な説明は、少しもなされていないことになる。

そこで、企業会計原則はこのような説明の不備を補充するものとして、

昭和29年(1954年)7月に企業会計原則の部分修正がなされるとともに公表された「企業会計原則注解」の〔注6〕において、「剰余金とその区分について」として、次のような規定を行った。

剰余金とは、会社の純資産額が法定資本の額をこえる部分をいう。

剰余金は、次のように資本剰余金と利益剰余金とに区別する。

(1) 資本剰余金

株式発行差金(額面超過金)、無額面株式の払込剰余金、合併差益、資本的支出に充てられた国庫補助金(建設助成金)及び工事負担金、資本補填を目的とする贈与剰余金又は債務免除益、減資差益、固定資産評価差益、再評価積立金、貨幣価値の変動に基き生じた保険差益並びに自己株式の処分等の資本取引によって生ずる剰余金

(2) 利益剰余金

利益を源泉とする剰余金

この「注解」〔注6〕の説明のうち、利益剰余金に対するものは、前述の「毎期の純利益の留保額から成る」剰余金という説明を要約して、「利益を源泉とする剰余金」と表現したものであるから、この簡単な説明によっても利益剰余金の性格は容易に理解することができる。しかし、資本剰余金の説明は、詳細に行われているのは確かであっても、それは「毎期の純利益以外の源泉から生ずる剰余金」と目される項目を羅列したものにすぎない。したがって、この説明によって、毎期の純利益以外の源泉から生ずる剰余金が、具体的にどのような項目からなるかということは理解できるとしても、これらの項目が、なぜ資本剰余金という一つの会計概念のもとに統一されるのかは不明のままである。すなわち、具体的各項目が資本剰余金として積極的に同一性格をもつものとして位置づけるための理論的根拠は少しも明らかにされていないのである。

もっとも、この〔注6〕においては、資本剰余金とされる諸項目が列挙

された後に、それらがいずれも「資本取引によって生ずる剰余金」として総括されている。つまり、これら諸項目は資本取引から生じた、同質なものとして理解されている。しかしこの資本取引そのものについては、「企業会計原則」はなんらの説明も与えていない。

また、一般にも、「資本取引」は自明の概念であるとして、あまり詳しい説明は行われていない。たとえば、黒澤清教授は「資本取引とは、企業の資本を増加または資本に課せられる（すなわち資本から控除される）取引をいい⁴」と述べておられるにすぎないし、また、飯野利夫教授は「『資本取引』とは、①元本である資本の払込み取引と、②その修正となる取引をいう⁵」というように簡単に説明されているにすぎない。やや詳しい説明を与えておられるのは山下勝治教授で、次のように述べておられる。

「一般に、資本取引と考えられる典型的な取引領域は、次のようである。

- イ. 新株の発行による資本の払込
- ロ. 自己株式の買上消却による資本金減少
- ハ. 資本金修正のための財産評価替え
- ニ. 資本として受領した贈与

そこにみられる共通の特色は、自己資本の増減ないし修正そのものを直接の目的とする取引にある⁶。

そこで、これらの説明と、さきの〔注6〕における資本剰余金の例示項目とを合わせ考えると、資本取引の内容は、資本払込取引、資本贈与取引、資本修正取引の三つに区分して集約することができることになろう。しかし、これらの三つの取引区分を資本取引として統一的に理解したり、これら三つの取引過程から生ずる例示諸項目を資本剰余金という一つの概

4 黒澤 清『近代会計学（改訂増補版）』春秋社、1964年、299-300ページ。

5 飯野利夫『財務会計論（改訂版）』同文館、1977年、10-18ページ。

6 山下勝治『会計学一般理論——決定版——』千倉書房、1968年、172-173ページ。

念に集約し、これらを同一性格のものとしてとらえることは、かなりの困難が伴うものといわざるをえない。

現に、法人税法においては、「法人が無償で贈与を受けた場合には、原則として益金の額に算入されることはいうまでもない（法22Ⅱ）。したがって、国庫補助金や工事負担金、資本補填を目的とする贈与剰余金、債務免除益など企業会計上、いわゆる『その他の資本剰余金』として収益を構成しないものも、税法ではすべて課税益金とみなされることになる。ただ、国庫補助金や工事負担金については、圧縮記帳の方法により、課税を一時延期することが認められ、また、法人の資産整理にあたってなされた重役その他の者の私財提供（債務免除を含む）による益金は、将来、繰越控除の対象とならない繰越欠損金、つまり永久に補てんされることがない資本の欠缺部分の補てんに充てられた限度において課税益金とされないことになっている（法59、令117・118）」⁷にすぎない。また「自己株式の売却益についても、税法は、その取得および売却をもって、通常の有価証券の売買とみなす有価証券説をとり、その売却益を課税対象としている」⁸。

また、商法上においても、昭和37年（1962年）改正法の第288条ノ2において、(1)額面以上の価額をもって額面株式を発行したときの額面超過額、(2)無額面株式の払込剰余金、(3)減資差額、(4)合併差額の4項目が「資本準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス」と規定されている。しかも、「昭和37年改正法の制定以前には、旧法第288条ノ2が限定的列挙かにつき疑問があったが、同改正法の制定により、その制定事情にかんがみ、第288条ノ2第1項は限定的列挙と解すべきことが明白となった」⁹とされ、それが多数説とされている¹⁰。そして、その「結果、通常の決算の場合に、法定

7 長谷川忠一『税務会計入門（7訂版）』同文館、1975年、54ページ。

8 同書、191ページ。

9 田中誠二・堀口 亘・川村正幸『新版 商法（9全訂版）』千倉書房、1991年、266ページ。

10 田中誠二・久保欣哉『新株式会社社会計法』中央経済社、1964年、260ページ。

の源泉以外の資本剰余金からの配当がなされることとなるのは致し方がない¹¹のである」として、資本準備金以外の、いわゆる「その他の剰余金」が、利益剰余金とともに配当の対象となりうることが認められている。また、昭和38年の「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」の第12条においては、「自己株式は、流動資産の部に他の株式と区別して記載しなければならない」として、自己株式の資産性が認められている。すなわち、その売却益は利益とみなされることになる。

以上のような、税法上および商法上の諸規定ならびに解釈にしたがうと、さきに区分した資本払込取引、資本贈与取引、資本修正取引という三つの取引は、これを「資本取引」として一つの概念に集約することができないし、したがってまた、これら三つの取引過程から生じたさきの例示諸項目を資本剰余金として同質に取り扱い、これを利益剰余金に対立させることはできないことになる。

企業会計原則の一般原則第3における「資本取引・損益取引区分の原則」は、もともと企業会計上の資本と利益の区別を規定して、両者の混同を防止しようとするものであり、このかぎりではしごく当然の規定であった。ところが、この規定に対して、一般的な理解は、「企業の利益は、財貨および用役の移転によってのみ実現するものであって、けっして資本の移転から生ずるものではない¹²」というように、利益の生ずる過程をたんに「財貨および用役の移転」取引のみに限定し、それ以外の取引をすべて「資本の移転」つまり資本取引としてとらえ、この資本取引から利益は生じないとする考えのもとにあった。したがって、一般の理解にしたがえば、「資本の移転」から生ずる差額は、すべて資本剰余金として同一のものとしてとらえられ、「財貨および用役の移転」から生じた利益剰余金との区

11 同書，261ページ。

12 黒澤，前掲書，299ページ。

別が強調されることになる。

しかしながら、企業の取得する利益のうちには、たんに「財貨および用役の移転」取引から生ずる利益のみではなく、その他のいわゆる「資本の移転」取引からも生ずる場合があるのではないか。たとえば、企業に対する出資者以外の者からの贈与、あるいは、自己株式の証券市場における取得価格を超える価額での売却等は、これをたんに「資本の移転」取引から生じた差額として、その利益性を否定して、株主の払込資本と同様に資本としてとらえることができるかという疑問が生じるし、これらについては、企業会計原則設定当初から繰り返し疑問が提示されてきた。

前述の税法および商法の立場は、上でみたように、企業会計原則とは明らかに対立するものとなっている。企業会計原則自身、その設定当初、「企業会計原則は、将来において、商法、税法、物価統制令等の企業会計に関係ある諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならないものである」として、その指導性を主張していたにもかかわらず、商法および税法の見解を理論的に克服することができず、昭和44年(1969年)の「商法と企業会社原則との調整について」では、「今回の調整に当たっては、商法の強行法規たることにかんがみ、企業会計原則の指導原理としての性格を維持しながら、注解等において商法に歩みよることとした」と述べて、昭和49年(1974年)改正の企業会計原則注解で次のように規定している。

〔注19〕 剰余金について

会社の純資産額が法定資本の額をこえる部分を剰余金という。

剰余金は、次のように資本剰余金と利益剰余金とに分かれる。

(1) 資本剰余金

株式発行差金(額面超過金)、無額面株式の払込剰余金、減資差益、合併差益等

なお、合併差益のうち消滅した会社の利益剰余金に相当する金額については、資本剰余金としないことができる。

(2) 利益剰余金

利益を源泉とする剰余金

(注24) 国庫補助金等によって取得した資産について

国庫補助金、工事負担金等で取得した資産については、国庫補助金等に相当する金額をその取得原価から控除することができる。

この場合においては、貸借対照表の表示は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 取得原価から国庫補助金等に相当する金額を控除する形式で記載する方法
- (2) 取得原価から国庫補助金等に相当する金額を控除した残額のみを記載し、当該国庫補助金等の金額を注記する方法

このように企業会計原則は、昭和49年の改正によって、商法上の資本準備金以外の項目を資本剰余金から排除するとともに、国庫補助金等によって取得した資産については、税法の規定する圧縮記帳の方法にしたがって処理することを認めるにいたった。しかも、「第3 貸借対照表原則」の(貸借対照表科目の分類)(3)資本のBにおいては、「剰余金は、資本準備金、利益準備金及びその他の剰余金に区分して記載しなければならない。……その他の剰余金の区分には、任意積立金及び当期末処分利益を記載する」と規定している。したがって、これらの資本剰余金から排除された項目は、これを利益準備金以外の利益剰余金とともに、「その他の剰余金」として同一の区分に計上されることになっている。しかしながら、このような処理は、明らかに、一般原則の第3「資本取引・損益取引区分の原則」と整合性を欠くものとなっている。

もっとも、財務諸表規則第65条では、「その他の剰余金」を次のように

区分して記載しなければならないと規定している。

- 1 その他の資本剰余金（資本準備金及び法律で定める準備金で資本準備金に準ずるもの以外の資本剰余金であって、株主総会の承認を得て積立てられたものをいう）
- 2 任意積立金
- 3 当期末処分利益又は当期末処理損失

したがって、この規定によれば、「その他の剰余金」が資本剰余金と利益剰余金とに区分して表示されることになり、資本と利益の区分がそのかぎりにおいて維持されるものとなっている。しかしながら、もともと資本として企業内に維持されるべき項目が、利益剰余金とともに株主総会の同意を得なければ、これを資本剰余金として区分して表示しえないということは、企業会計原則の立場からすれば、自己の資本説を無視された格好になっている。

企業会計原則は、このことについては前述のように、「商法が強行法規たることにかんがみ……商法に歩みよることとした」というような自己の立場にその原因を求めることになっている。しかし、そもそもの原因は、企業会計原則が、これらの資本剰余金から排除された諸項目を資本準備金と同様に資本取引から生じた剰余金、すなわち資本的性格をもつものとして位置づけたところに理論上の無理があった、あるいは、税法および商法の利益説を覆すだけの理論的根拠を持ち合わせていなかったところに原因が存在するのではないかと考えられる。企業会計原則がその指導原理としての性格を十分に維持することができず、たんに「商法の解釈指針として」の役割しか果たしえなくなったのも、このようなところに原因が存在したのではないかと考えられる。

II 子会社増資に伴う親会社持分増加額の 連結会計上の実務とその会計上の性格

前述したように、企業会計原則は、昭和49年の改正に際して、商法の規定にならい、株式発行差金（額面超過金）、無額面株式の払込剰余金、合併差益および減資差益の4項目を資本準備金として表示するように指示している。

株式会社の発行する額面株式と無額面株式は、券面上に額面金額が記載されているかいないかの違いであって、両株式によって代表される株主権に違いがあるわけではない。したがって、無額面株式の発行によって生ずる払込剰余金は、額面株式の発行によって生ずる株式発行差金つまり株式プレミアムとその性格を異にすることはない。また、合併差益は、会社合併の際に、合併会社の被合併会社より受け継いだ純資産額が、合併による資本金増加額よりも大きくなるときに生ずる差額であり、現物出資に等しく、株式プレミアムと同一の性格をもつものと理解される。したがって、無額面株式の払込剰余金および合併差益等は株式プレミアムの性格にしたがって説明されることになる。

この株式プレミアムについては、たとえば黒澤教授は「株式の引受により額面をこえて株主が払込んだ金額すなわちプレミアムが、広義の払込資本……の一部を構成するものであること、したがって企業の利益に算入しえないものであることについては、今日ではもはや疑問の余地が存しない¹³」と述べておられるように、今日の支配的見解は、株式プレミアムを株主によって払い込まれた資本の一部であると考えている。

しかも、昭和56年（1981年）改正の商法においては、これまで「額面以上ノ価額ヲ以テ額面株式ヲ発行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル額」（第288

13 同書、373ページ。

条ノ2)つまり株式プレミアムを資本準備金として積み立てることを要求していた規定を改正して、第284条ノ2において次のように規定した。

「会社ノ資本ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外発行済株式ノ発行価額ノ総額トス

② 株式ノ発行価額ノ二分ノ一ヲ超エザル額ハ資本ニ組入レザルコトヲ得但シ額面株式ニ付テハ券面額、会社ノ設立ニ際シテ発行スル無額面株式ニ付テハ五万円ヲ超ユル部分ニ限ル」

商法は、株式の額面金額および株式プレミアムがともに株主の払込資本であることに変わりはないとする支配的見解にもとづいて、株式プレミアムつまり株式の額面金額と発行価額との差額を株式発行差金として区別することから、株式の発行価額すべてを原則として「会社の資本」すなわち法定資本金として計上することを規定したのである。ただし第2項の規定で株式の発行価額の2分の1をこえない額で、額面株式については額面金額、設立時に発行する無額面株式については最低発行価額5万円をこえる部分について、これを資本金に組み入れないで株式払込剰余金として資本準備金に計上することを認めたのである。

このようにして、株式に記載された額面金額は現在の株式発行市場および売買市場ではなんらの意味をもたない、したがって、額面金額を基礎として成立する株式プレミアムも現在ではなんらの意味ももたないとして、現在では、株式の発行価額がそのまま株主の払込資本であるとして会社の資本構成が組み立てられることになっている。

ところで、醍醐聰教授によると、「連結子会社の増資に伴う親会社持分増加額を連結損益計算上で利益項目とする事例」¹⁴がわが国企業の中に散見されることが指摘されている。教授は、そのような事例を次のように示しておられる。

14 醍醐，前掲稿，19ページ。

「森永製菓の1990年3月期の連結損益計算書をみると、税金等調整後の当期純利益への加算項目として、『連結調整勘定当期償却による利益』504百万円が計上されているが……、投資勘定との相殺消去に関する注記によると、相殺消去の結果生じた消去差額を連結調整勘定とし、発生後5年間で均等償却（僅少な場合には一括償却）していると断わったうえで、連結子会社の公募増資及び第三者割当増資に伴う親会社持分の増減額を連結調整勘定としている旨を開示している。そうであれば、上の『連結調整勘定当期償却による利益』504百万円のなかには、連結子会社の公募増資及び第三者割当増資に伴う親会社持分の増減額に該当するものが含まれていることになる¹⁵」。

「また、アルプス電気とその連結子会社の1990年3月期の連結損益計算書でも、連結調整勘定当期償却額が、税金等調整後の当期純利益への加算項目として、1,060百万円計上され、最終の当期純利益が711百万円となっている……。そして、ここでの投資勘定と資本勘定との相殺消去に関する注記をみると、『……公募〔増資〕に伴うみなし売却益は連結調整勘定に計上し、5年間で収益に計上している。』……とすると、当期の連結利益項目とされた連結調整勘定当期償却額はすべて連結子会社の公募増資に伴う親会社持分増加額の当期按分額を意味したことになる¹⁶」。

あるいは、住友金属工業について、「従来、連結子会社ならびに持分法適用会社の公募増資等に伴う自社の持分増減額を連結資本準備金に繰り入れていた住友金属工業は、……1990年3月期の連結決算において、それを投資差額として処理したうえで、5年間にわたり、均等償却する方法に変更している。また、同社は、この変更に対応して、それまで連結資本準備金に繰り入れていた持分増加額のうちの過年度償却相当額4,770百万円

15 同稿，19ページ。

16 同稿，19ページ。

を当年度にいたって、その他の剰余金に振り替えている¹⁷。

このように、1989年度の各社の連結情報をみると、子会社の増資にとりなり親会社の持分増加額を、連結会計上利益項目として処理している会社がかかり見受けられることになる。

さらに、醍醐教授は、アメリカにおける Coca-Cola 社の同様の処理事例とその間の事情を、次のように紹介されている。

「Coca-Cola 社とその子会社の1986年度の Form 10-K レポートに収録された連結損益計算書……をみると、営業外の利益項目として新規に、子会社『Coca-Cola Enterprises Inc.』による株式発行に伴う利益……』375百万ドルが計上されている」。つまり「Coca-Cola 社の100%子会社であった……当社が1986年11月21日に、71.4百万株の普通株を公募で発行したことにより、Coca-Cola 社の持株比率は49%に低下したが、持分額は増資前の334百万ドルから710百万ドルに増加した……この持分増加額を連結会計上で利益項目に計上した¹⁸」のである。

そして、「Coca-Cola 社が上記のように子会社の公募増資に伴う自社の持分の増加を連結損益計算上で利益に計上したのは、1983年3月のSECの Staff Accounting Bulletin 51号によるルールの変更があったことであつた。それまで、SECは子会社増資に伴う親会社持分の増加を払込資本の増加とするよう指示していたのであるが、1980年のアメリカ公認会計士協会の Issues Paper『子会社の株式発行に関する連結会計上での処理』を受けて、この告示で当該持分増加を営業外の利益とすることも容認したのである。したがって、アメリカでは、それ以降は、問題の親会社持分の増加を連結会計上で払込資本の増加とするか、利益とするかは企業の裁量次第となっている」。しかし、「Moody's Corporate News-U. S. ほかの

17 同稿, 21ページ。

18 同稿, 19ページ。

1982年から86年半ばまでのデータ・ベースを調査した Davis and Largay III……によると、この期間中に子会社の株式発行があった親会社は 20 社で、件数は34例であった。そのうち、33例において持分の増加が生じているが、それを払込資本の追加としたのは、わずか3例で、残りは利益項目として計上したと彼らは報告している¹⁹。

ここで示されているように、今日のアメリカにおいては、子会社の増資に伴う親会社の持分増加額を連結会計上利益として処理する会計実務は、それを資本として処理する会計実務よりもはるかに多く、一般的傾向を示すほどになっている。

これと同様な事象はカナダにおいてもすでに発生しており、「カナダ勸許会計士協会は、1975年の会計勧告書1600……『連結財務諸表ならびに持分法会計』……において、『子会社が連結グループ外の持分に株式を発行する結果生じる親会社持分の変動は連結純利益の決定に加味されるべきである』として、利益説を一元的に勧告している²⁰」のである。

会社の新設および増資に際して株式を公募に付する場合、その発行価額に対する払込対価のすべてを株主による払込資本として一元的に捉えるのが、アメリカにおいてはもちろんわが国においても、会計理論上の支配的見解となっている。そして、前述のように、わが国では商法第 284 条ノ 2 の規定によって、払込対価の全額を法定資本金あるいは資本準備金のいずれかに処理しなければならないことになっている。しかも、公募に応じた株主については、それが自然人であるか法人であるか、あるいはいわゆる支配株主であるか従属株主であるかの別をまったく問わないものとなっている。

ところで、法律的・形式的には、一つの独立した会社として一個の会計

19 同稿，20ページ。

20 同稿，28ページ。

単位を構成している。それぞれの会社が、支配会社すなわち親会社のもとに、それに従属する子会社として、その支配に服し統合させられて、一つの企業集団を形成する場合には、その企業集団は、経済的・実質的には、一つの組織体を構成するものとなっている。したがって、親会社を開示会社として、その企業集団の財政状態および経営成績を総合的に報告するために、その企業集団に属する会社の財務諸表を結合した連結財務諸表を作成し公表することが要求されてくる。

そして、この連結財務諸表を作成する場合、「親会社の投資勘定と当該子会社の資本勘定に占める親会社の持分額との間に差額がある場合には、当該差額は連結調整勘定として表示する。ただし、当該差額について容易に原因分析ができる場合には、これを適当な科目に振替えるものとする。連結調整勘定は、毎期均等額以上を償却しなければならない²¹」ことになっている。

この投資消去差額が子会社増資にともなう親会社持分の増加によって生じた場合には、従来は、これを払込資本の増加として処理していたのであるが、今日では、これを連結損益計算上での利益として、つまりこれを連結調整勘定の貸方に計上したうえで、漸次利益に振り替えるか、あるいは、その他の剰余金に直接貸記して処理する事例がかなり見受けられるのである。しかも、アメリカでは、前述のように、この後者の事例が一般的になりつつある。したがって、今日では、子会社の増資にともなう親会社の持分増加額を連結会計上で利益に計上する方法が会計制度上においても適切な会計手続きの方法として、その合理性ないし合法性が認められているのである。

ところが、この連結会計上で利益として処理される子会社の増資にともなう親会社の持分増加額は、もともと子会社の財務諸表上では株主による

21 「連結財務諸表原則・第四・二・2」

払込資本つまり資本として処理されていたものである。とすれば、この子会社の財務諸表上で資本として計上されていた項目が、連結財務諸表上で利益として計上されるのはなぜか。それは、企業会計原則の一般原則第3の「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」という規定に反することにならないか。また、連結財務諸表は、もともと一企業集団に属する各会社の財務諸表を結合したものであるにすぎないとすれば、子会社の財務諸表で資本として計上されていた項目は、それを結合するにすぎない連結財務諸表上でも、同様に資本として計上されなければならないはずであるのに、それが利益として計上されるのは、どのような理論的根拠にもとづくものであるか、等という一連の疑問が生じてくることになる。

醍醐教授は、前述のように、アメリカで「親会社持分の増加を連結会計上で払込資本の増加とするか利益とするかは企業の裁量次第となっている」事象をとらえて、「同じ事象に起因する持分の増加を資本とするのか利益とするのかといった会計の根幹に関わる問題を未決のままにしておいて、その判断を企業の裁量に委ねているという現実を黙過してよいはずがない²²」とのべて、子会社の増資にともなう親会社の持分増加額の会計的性格について、考察を進められる。そして、その会計的性格を考察するについては、これを「もっぱら連結会計上の問題として扱ってよいかどうか」問題である、つまり、親会社「の持分変動をただちに連結会計に持ち込むのではなく、子会社の個別会計上で増資をどう扱うか、親会社の持分の変動を当の親会社の個別会計上で、いつ、どのように認識するかが検討されるべき²³」であると主張される。

すなわち、教授によると、たとえば子会社の増資に際して生じた資本準

22 醍醐，前掲稿，21ページ。

23 同稿，23ページ。

備金 21,000 千円のうち、連結手続きにあたって「投資勘定と資本勘定の相殺消去の結果、少数株主持分に振り替えられずに連結貸借対照表に現れる子会社の資本準備金 14,000 千円……つまり、連結会計上で、親会社持分の増加となって現れる 14,000 千円の淵源は、今日の会計ルールに従えば、子会社において資本準備金か、資本金として処理されるはずの増資払い込み金の一部なのである。そうであれば、この 14,000 千円について利益説が成立するためには、……そもそも、子会社の個別会計上で、現行の会計ルールでは資本準備金とされる 21,000 千円のすべてか、少なくとも、そのうち親会社持分に帰属する 14,000 千円は、実は払込資本ではなく、利益であることを論証する……²⁴必要がある」とされるのである。

醍醐教授が主張されるように、連結会計上で親会社持分の増加額となる部分は、もともと子会社では、資本準備金が資本金として処理されていた増資払込金の一部である。とすれば、子会社で資本として処理されていた部分が、連結に際して、なぜ利益として計上されるのか。子会社で資本として処理されているのであれば、資本と利益の厳密な区別を要求する今日の会計ルールのもとでは、連結会計上でも資本として計上すべきではないか。それが利益として計上されるのは、もともと、子会社の個別会計上でそれが利益として処理されているか、あるいは、少なくとも利益としての性格をもっていなければならないはずである。そして、それが、もしも子会社の個別会計上で利益としてとらえることができないとすれば、それは連結会計上でも資本としてとらえるべきである、という結論になる。

醍醐教授は、このような考え方のもとに「個別会計への回帰—そこでの増資の会計—」について考察を加えられ、「増資払い込み金の一部を利益とみる見解を提示した……昭和30年代を中心とする戦後わが国での株式プレミアム論争における（一部）利益説の見解を²⁵検討」される。そして、そ

24 同稿、33ページ。

の検討の結果、「利益説が成立するためには、子会社が収受する増資払い込み金のうち、少なくとも親会社持分の増加に見合う部分を、子会社の個別会計上で利益として処理することが先行要件であると考えられたにもかかわらず、この要件を満たすに足る論理は見い出せなかった。個別会計に立ち返って増資の会計を検討してみても、現行の支配的なルールと適合する資本説を覆すに足る論拠は見当たらなかったのである²⁶」という結論に達せられ、みずから、教授独自の見解を展開され、今日の支配的見解である「資本説の合理性²⁷」を主張され、あるいは、少なくともそれを承認されるにいたっている。

したがって、教授のこの見解にしたがえば、教授みずからは積極的に明言しておられないけれども、この子会社増資にともなり親会社の持分増加額は、連結会計上においても、これを資本として処理すべきが妥当であると考えておられるように推察されるのである。そこで次稿以降において、教授の論述を手がかりとすることによって、子会社の増資にともなり親会社の持分増加額および株式プレミアムの会計的性格について、検討を進めてみたい。

25 同稿, 34ページ。

26 同稿, 36ページ。

27 同稿, 34ページ。